

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 9 月 24 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 タケシマダンレイコウギョウ 竹島暖冷工業 株式会社
 住所 〒635-0022 奈良県大和高田市大字高田1421番1
フリガナ 代表者氏名 代表取締役 タケシマ 竹島 アキヨシ 章喜
 電話番号 0745-23-0848
 FAX番号 0745-23-3540
 メールアドレス takedan@vesta.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 11 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	



指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 3 年 9 月 24 日

届出者

氏名又は名称 タケシマダンレイコウギョウ 竹島暖冷工業株式会社

住 所 〒635-0022
奈良県大和高田市大字高田1421番1

代表者氏名 タケシマ 代表取締役 アキヨシ 竹島 章喜

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	タケシマダンレイコウギョウ 竹島暖冷工業株式会社		
住 所	〒635-0022 奈良県大和高田市大字高田1421番1		
フリガナ 代表者の氏名	<small>タケシマ</small> <small>アキヨシ</small> 代表取締役 竹島 章喜		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(2) ・代表者の氏名		代表取締役 竹島 章喜	
(3) ・役員の氏名		取締役 竹島 典子 取締役 樋口 明浩 取締役 竹島 由季 取締役 竹島 祥貴	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 9 月 24 日

申請者

氏名又は名称 竹島暖冷工業株式会社

住 所 奈良県大和高田市大字高田1421番1

代表者氏名 代表取締役 竹島 章喜

水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

奈良県大和高田市大字高田1421番1
竹島暖冷工業株式会社

会社法人等番号	1500-01-013005	
商号	竹島暖冷工業株式会社	
本店	奈良県大和高田市三和町461番地	
	奈良県大和高田市大字高田1421番1	平成28年 7月27日移転 ----- 平成28年 7月28日登記
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	昭和58年4月1日	
目的	1. 次の設備工事の設計・施工、設備機器の設置、設備機器の販売並びに設備の保守サービス (1)給排水、衛生、空調、冷暖房冷凍、ガス消火及び厨房設備などの管工事 (2)消防及び電気設備工事 2. 労働者派遣事業 3. 上記に附帯する一切の業務 平成20年 2月28日変更 平成20年 3月 5日登記	
発行可能株式総数	160株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 40株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。 平成20年 9月25日設定 平成20年10月 8日登記	

役員に関する事項	取締役 <u>竹島章喜</u>	平成20年 5月15日重任
		平成20年 5月21日登記
	取締役 竹島章喜	平成30年 5月22日重任
		平成30年 5月29日登記
	取締役 <u>竹島典子</u>	平成20年 5月15日重任
		平成20年 5月21日登記
	取締役 竹島典子	平成30年 5月22日重任
		平成30年 5月29日登記
	取締役 <u>樋口明浩</u>	平成21年 5月25日就任
		平成21年 6月15日登記
	取締役 樋口明浩	平成30年 5月22日重任
		平成30年 5月29日登記
	取締役 竹島由季	令和 1年 7月 5日就任
		令和 1年 7月 8日登記
取締役 竹島祥貴	令和 3年 6月16日就任	
	令和 3年 6月16日登記	
奈良県北葛城郡広陵町みささぎ台33番13号 代表取締役 <u>竹島章喜</u>	平成20年 5月15日重任	
	平成20年 5月21日登記	
	平成30年 5月22日重任	
	平成30年 5月29日登記	
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成15年 5月26日移記	



奈良県大和高田市大字高田1421番1
竹島暖冷工業株式会社

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。
(奈良地方法務局管轄)

令和 3年 9月24日
奈良地方法務局葛城支局
登記官

杉 本 孝 誠



《 定 款 》

竹 島 暖 冷 工 業 株 式 会 社

竹島暖冷工業株式会社定款

第1章 総 則

- 第1条 (商号) 当会社は竹島暖冷工業株式会社と称する。
- 第2条 (目的) 当会社は下記の事業を営むことを目的とする。
1. 次の設備工事の設計・施工、設備機器の設置、設備機器の販売並びに設備の保守サービス
 - (一) 給排水、衛生、空調、冷暖房冷凍、ガス消化及び厨房設備などの管工事
 - (二) 消防及び電気設備工事
2. 労働者派遣事業
3. 上記に附帯する一切の業務
- 第3条 (本店の所在地) 当会社は本店を奈良県大和高田市に置く。
- 第4条 (公告の方法) 当会社の公告は官報に掲載する。

第2章 株 式

- 第5条 (発行株式の総数) 当会社が発行する株式の総数は160株とする。
- 第6条 (株式の譲渡制限) 当会社の株式を譲渡により取得するに
は、代表取締役の承認を受けなければならない。

- 第7条 (株券の種類) 当会社の株式はすべて記名式としその株券は1株券、5株券、10株券の3種とする。

- 第8条 (株式の名義書換その他取扱) 株式の名義の書換その他株式に関する取扱は当会社所定の取扱規定による。

- 第9条 (株主名簿の閉鎖) 当会社は毎決算期末日の翌日からその
定時株主総会終了の日まで株主名簿を閉鎖する。前
項の外必要がある場合は取締役会の決議により臨時
に株主名簿を閉鎖し、又は株主権行使についての基
準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

- 第10条 (召集) 定時株主総会は毎決算期末日の翌日から3カ月
以内に召集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを
召集する。
- 第11条 (議長) 総会の議長は代表取締役これに当り、代表取締
役事故あるときは他の取締役これに当る。
- 第12条 (普通決議の方法) 総会の議事は法令に別段の定めある
場合を除き出席株主の議決権の過半数をもってこれ
を決する。
- 第13条 (議決権の代理行使) 株主は代理人を以て、議決権を行
使することができる。

会社はその支払いの義務を免れる。未払配当金については利息を支払わない。

第4章 役員

- 第14条（定員および選任）取締役3名以上として株主総会において選任する。取締役の選任は累積投票によらない。
- 第15条（任期）取締役の任期は就任後第2回の定時株主総会の終了のときまでとする。但し補欠又は増員により就任した取締役の任期はその際在任する他の取締役の残任期間と同一とする。
- 第16条（報酬）取締役の報酬並に退職慰労金は株主総会の決議をもって定める。
- 第17条（代表取締役）社長は会社を代表し、会社の業務を統轄する。取締役会は、決議をもって代表取締役を定める。

第5章 計算

- 第18条（事業年度）当会社の事業年度は1カ年を1期としその期間は4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第19条（配当金の支払）株主配当金は毎事業年度末の株主名簿に記載された株主および登録質権者に支払う。株主配当金が支払の確定の日から満3年を経過した後は

この写しは定款の原本と相違ありません。

令和3年9月24日

〒635-0022 大和 高田市大字 高田1421番1
竹島暖冷工業株式会社
代表取締役 竹島 章喜
TEL 0745-23-0848
FAX 0745-23-3540

